

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

(令和6年度～令和10年度)

蘭 越 町

本町の森林面積は35,126ヘクタールで、総面積の約78%を占めており、その内国有林、道有林、町有林を除く一般民有林（私有林等）は18,608ヘクタールであります。町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、ウッドショックの反動から急激な木材需要の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1. 森林整備の推進

本町の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は約68%となっており、計画的な森林の整備が進められています。一方、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理をゆだねるよう働きかけるとともに、森林経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備や森林保護を推進します。

2. 人材育成・担い手確保

町内で森林整備事業等を実施している林業事業体においては、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3. 木材利用の促進

公共施設等の木造化・木質化を推進するとともに、教育施設・子育て支援施設等における木製の机・椅子・遊具等の利用促進を検討・推進します。

4. 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、町民の理解の促進を図るため周知、啓発活動のほか、都市住民との交流や青少年に対する木育活動などに努めます。